

令和3年12月22日

防火対象物関係者の皆様へ

## 大阪市北区で発生した火災を受けた注意喚起について

令和3年12月17日に大阪市北区で発生したビル火災では、死者24名、負傷者4名（12月17日現在）を出す大きな被害が発生しました。総務省消防庁の調査によりますと、地上へ直通する階段が1つの防火対象物で、当該階段付近の4階部分で出火し、建物内に煙や熱気が充満することで、多数の逃げ遅れが生じたものと考えられるとのことです。

それに伴い総務省消防庁から対象となる防火対象物に対して緊急の立入検査をするよう通知が発出されております。

津山圏域消防組合においては令和3年12月21日（火）から年末にかけて、緊急の立入検査を実施しているところです。

このような状況を踏まえ、類似事故の発生を防止するため、各関係者におかれましては、日頃の防火管理において、特に下記に示す留意事項について注意していただき防火対策の徹底に努めていただきますようよろしくお願い致します。

## 記

### 留意事項

#### 1 避難施設の維持管理

- (1) 避難経路となる階段や廊下に避難の支障となる物件や大量の可燃物が置かれていないか。
- (2) 防火戸や防火シャッターの閉鎖の支障となる物件が置かれていないか。
- (3) 火気器具、喫煙場所、電気器具、避難施設、消防用設備や防火設備等の管理状態について定期的にチェックしているか。
- (4) 避難口を示す誘導灯のランプ球切れやバッテリーの容量不足がないか。
- (5) 誘導灯の前に、広告物・室内装飾等による視認障害はないか。
- (6) 避難器具の降下空間及び開口部に避難の障害となるものがないか。

## 2 消防用設備等の点検・報告

- (1) 法令に基づく消防用設備等の点検を実施し、その結果について消防署に報告しているか。（点検は6ヶ月に1回の機器点検と1年に1回の総合点検があります。また、特定用途防火対象物は1年に1回、非特定用途防火対象物は3年に1回の報告が必要です。）
- (2) 消防用設備点検の不備事項を改修し、維持管理できているか。

## 3 防火管理者の選任

建物内の収容人数により防火管理者の選任及び届出の必要があります。また防火管理者が変更された場合も届出が必要です。管理する防火対象物に防火管理義務があるか不明な場合は、下記の担当者までご連絡ください。

問合せ先  
津山圏域消防組合  
予防課違反是正係  
担当：芦田・上山  
電話：0868-31-1262